

小規模事業者経営改善資金 融資制度(マル経融資)のご案内



小規模事業者の資金繰りを支援します。

- 日本政策金融公庫が運転資金や設備資金を融資します。
- 従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主の方(小規模事業者)が利用できます。
- 平成26年1月7日から、サービス業のうち、宿泊業、娯楽業(映画館等)の従業員要件が緩和され、従業員20人までの事業者が新たに融資対象になりました。

融資上限を1,500万円から2,000万円に引き上げます。

ただし、1,500万円超の融資を受ける場合には、融資前に事業計画を作成し、融資後に融資残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。

※融資上限の引上げは、平成26年度予算で新規に実施。

無担保 無保証 低利 で融資が受けられます。

- 金利は、平成26年4月現在:1.45%です。
- 貸付期間は、運転資金7年以内、設備資金10年以内です。

商工会・商工会議所の経営指導を受けていることが要件です。

貸付対象者:小規模事業者であり、以下の要件を全て満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を6ヶ月以上受けていること。
(商工会・商工会議所の会員である必要はありません)
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を完納していること。
(納税すべき税額がゼロの事業者も本制度を利用できます)
- 同一の商工会・商工会議所の地区内で1年以上事業を行っていること。



お問い合わせ先



制度を利用したい方は、最寄りの商工会・商工会議所又は日本政策金融公庫の支店にお問合せください。

※詳しい情報は、日本政策金融公庫等のHPで
ご覧いただけます。

マル経

検索

商工会一覧 <http://www12.shokokai.or.jp/hpsearch/top/php/zyokensentaku.php>

商工会議所一覧 http://www.cin.or.jp/cin-cgi/me_list99open.asp

日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505